

平成28年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成28年3月10日(木)

東洋町議会

余 白

平成28年第1回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成28年3月10日(木) 午前9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君
3番 高島 俊彦 君 4番 小松 熙 君
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君
7番 田島毅三夫 君
欠 席 議 員 (1名)
5番 武山 裕一 君(途中退席)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君
副 町 長 光本 速雄 君
会 計 管 理 者 川田真由美 君
教 育 長 奈良崎幸一 君
総 務 課 長 生松 克祐 君
税 務 課 長 安岡 良仁 君
住 民 課 長 光本 孔士 君
産業建設課長 伊吹真貴博 君
教 育 次 長 藤村明美智 君
地域包括支援
センター事務局長 蛭子 浩久 君
総務課長補佐 大坪 靖幸 君
住民課長補佐 田岡いずみ 君
税務課長補佐 小池 昭平 君
産業建設課長補佐 手島 憲作 君
代表監査委員 弘田 賀帆 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 長崎 正仁
事務局職員 原田 容子(午後から欠席)

議 事 日 程 別紙のとおり

議事のでんまつ
会議録署名議員

別紙のとおり
8番 西岡 尚宏 君

1番 福島 登 君

平成28年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成28年3月10日(木) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 承認第1号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第1号 東洋町税条例等の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第3号 東洋町行政不服審査会条例を定めることについて
- [日程第7] 議案第4号 東洋町行政不服審査関係手数料条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第5号 東洋町固定資産評価審査委員会条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第6号 東洋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第7号 条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例を定めることについて
- [日程第11] 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

- [日程第12] 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第10号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第14] 議案第11号 東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第15] 議案第12号 東洋町農業委員会の委員の定数に関する条例を定めることについて
- [日程第16] 議案第13号 東洋町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めることについて
- [日程第17] 議案第14号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第18] 議案第15号 東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて
- [日程第19] 議案第16号 平成27年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第20] 議案第17号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第21] 議案第18号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第22] 議案第19号 平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1

号)を定めることについて

- [日程第23] 議案第20号 平成28年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第21号 平成28年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第25] 議案第22号 平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第26] 議案第23号 平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第27] 議案第24号 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第28] 議案第25号 平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第29] 議案第26号 平成28年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第30] 議案第27号 平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第31] 議案第28号 平成28年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第32] 議案第29号 東洋町過疎地域自立促進計画の策定について
- [日程第33] 議案第30号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- [日程第34] 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数

の減少及び高知縣市町村総合事務組合理約の変更に伴う
財産処分について

[日程第35] 同意第1号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意
を求めることについて

[日程第36] 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平成28年第1回東洋町議会定例会 平成28年3月10日 木曜日
議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成28年第1回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:午前9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項条例1件、条例15件、補正予算4件、当初予算9件、人事2件、その他3件の計34件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成27年11月から平成28年1月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、1月29日に議会運営委員会、各常任委員会を開催し、任期満了に伴う、正副委員長を選任しましたので報告します。

議会運営委員会では、委員長に高畠俊彦君、副委員長に福島登君、総務教育民生常任委員会では、委員長に福島登君、副委員長に高畠俊彦君、産業建設常任委員会では、委員長に平山照生君、副委員長に田島毅三夫君をそれぞれ選任したことを報告します。

続いて、2月3日に広報編集委員会を開催し、任期満了に伴う正副委員長を選任しましたので報告します。委員長に西岡尚宏君、副委員長に福島登君を選任したことを報告します。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。

本日、平成28年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位に

おかれましては、公私とも大変ご多忙の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、専決条例を含めまして条例案16件、補正予算案4件、新年度当初予算案9件、人事案件2件、その他の議案3件、合計34議案を提出させていただきます。慎重なご審議と適切なご決定をお願い申し上げます。

提案理由に先立ちまして、若干のご報告をさせていただきます。

国勢調査の速報値についてでございます。

総務省は、昨年(2022年)の10月1日を基準日とする国勢調査の速報値を2月26日に公表いたしました。日本の総人口は、1億2711万人、前回調査から0.7パーセント、94万7千人の減少、調査開始以来、初の人口減少となっているところでございます。

他県に10年以上先駆けて、少子高齢化現象を迎えている高知県は、4パーセント減、全国で4番目に高い減少率ということになっております。また世帯数での減少率は、0.9パーセント減と全国最大ということとなっております。

本町の調査人口でございますが、2583人、前回から364人の減、減少率では、前回の13パーセントから12.4パーセントの減ということになっております。5年ごとに実施される国勢調査でございますが、5年前の平成22年国勢調査では、2947人、前々回の平成17年からは439人の大幅な減少となっていたところでございます。

この人口数値は、国から交付される普通地方交付税の算定基礎数値として、5年間使用されることとなっております。平成23年度からの町財政への影響額は、単年度で約5700万円の減額、5年間で2億8500万円の財源縮小という状況下で、過去4年間、予算編成と財政運営を行ってきたところでございます。この一般財源縮減に対応しつつ、過去からの様々な事業見直しを実施してきたところでございます。

しかしながら、5年前の3.11、東北地方の大災害以降、防災減災対策が、本町だけでなく、県内、四国沿岸市町村の喫緊の課題として財政出動の主要因となって参りました。本町は、孤立しないための防災対策の強化、情報基盤の整備に、財政事情の許せる範囲で取り組んでいるところでございます。

一般会計当初予算についてでございます。

平成28年度の国の財政対策といたしまして、地方交付税総額は、前年度の0.8パーセント減から更に0.3パーセント減となっているところでござ

います。

本町の新年度予算につきましては、本年度から適用される人口減少による国勢調査人口の本町への影響額を勘案をいたしまして、厳しい予算編成となっているところでございます。基金繰入金では、前年度比33.1パーセント増の3億9800万円を計上しなければならない当初予算総額となっているところでございます。

総額は、対前年度比では、6.5パーセント増ではございますけれども、普通建設事業は、普通交付税確定後に補正対応することといたしまして、県工事負担金につきましても一般財源の大きい事業につきましては、当初計上を見送っております。前年当初比では5.1パーセントの減としているところでございます。

また、人件費は微減となっておりますけれども、扶助費、他会計への繰出金は、前年度並みとなっております。経常経費の維持補修費は52パーセント減額をいたしまして、極力、経常的経費を抑制しつつ、子育て世帯への支援策は継続することとしております。また、高齢者支援策として、前年度から在宅介護手当の引き上げを実施しておりますが、介護保険料の基準額改定に伴う影響を軽減するための、65歳以上の高齢者全員を対象とした町単独での臨時給付金につきましても、継続して予算計上いたしております。

本年度から、緊急防災対策事業、情報基盤整備事業などの元金分の起債償還が開始されます。このため、公債費では55.5パーセントの大きな伸びとなっているところでございます。このうち交付税措置による増額分につきましては、当初予算の普通交付税に計上いたしまして、交付税計上額は、前年度比7.5パーセントの伸びとなっているところでございます。

今後も事業展開には、財政規律を見定め、防災対策や、人口減少対策には、有利な事業の確保と情報収集に努めまして、一層慎重な財政運営に努めて参ります。

続きまして、都市計画変更についてでございます。

現在、阿南安芸自動車道のうち、野根から北川村安倉間13キロは、計画段階評価の継続区間となっているところでございます。牟岐から野根間27キロ間、東洋道路、海部道路といえますけれども、この27キロ間は計画段階評価が終了をしているところでございます。

都市計画区域であります甲浦地区でのインターチェンジとそのアクセス道路の建設につきましては、都市計画の変更手続きが必要であることから、その予算700万円を当初予算に計上いたしております。本年度から変更手続きに着手することといたしております。高規格道路の早期事業化決

定とその予算確保に向けまして、近隣市町村と一層の連携と協調を促進し、積極的に要望活動を展開して参ります。

続きまして、租税債権管理機構等についてでございます。

本年4月1日から安芸広域市町村圏内9市町村で、租税債権管理機構が発足をいたします。それに先立ち、2月24日には、高知県税務課、本町税務課、安芸県税事務所、南国、香南、香美租税債権管理機構合同での家宅搜索を実施いたしております。

また、4月1日からは、滞納整理の事務効率化を図るため、任期付き専門職員を税務課に配置することとしております。他町村並みの徴収率確保に向けまして、強制徴収と欠損処分等の短期的整理に期待をするところであります。

最後に、訴訟状況について、ご報告をいたします。

最高裁へ上告しておりました、野根漁協への貸付金損害賠償事件でございますが、口頭弁論は、12月11日に開かれ、即日結審となり、本年1月22日に判決がございました。判決は、町側の敗訴部分を破棄し、高松高裁に差し戻すという内容となっております。まだ確定しておりませんので、今後の審理結果等につきましては、議会へ速やかにご報告をして参ります。

また、11月17日、不適法な監査請求として却下となっております、ヘリポート用地等の取得訴訟と、12月22日棄却の判決が出ております、生見避難タワー建設訴訟の2件は、いずれも控訴されているところでございまして、併せて高松高裁では3件の訴訟を継続する状況となっております。

また、本年2月26日には、田島議員から間伐委託事業に関しまして、件名は、補助金交付取り消し請求事件として提訴を受けているところでございます。高知地裁での1審の開始日は、4月22日と指定をされているところでございます。

以上で、平成28年第1回定例会での行政報告といたします。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、8番、西岡尚宏君、並びに1番、福島登君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。
高島議会運営委員長。

議会運営委員長 (高島 俊彦議会運営委員長)

皆様おはようございます。

平成28年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。

3月7日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日10日から、3月18日、金曜日までの9日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日10日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のための休会、18日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

一般質問の通告期限は、14日、月曜日正午まで、議案質疑の通告期限は、15日、火曜日正午までとする。

軽度外傷性脳損傷、脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書、2017年4月の消費税増税の中止を求める意見書は、総務教育民生常任委員会へ、TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書は、産業建設常任委員会へ、それぞれ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月18日までの9日間と決定しました。

日程第3、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第34、議案第31号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団

体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合理約の変更に伴う財産処分についてまでの32件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。12月の議会議決後、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正をされまして、町税の減免申請時の個人番号記載要件の義務がなくなったために、改正をするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

3ページでございます。議案第1号、東洋町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。町税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の督促手数料を廃止する改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。行政不服審査法が全部改正をされまして、平成28年4月1日から実施されることに伴いまして、関連する条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第3号、東洋町行政不服審査会条例を定めることについて、地方自

治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。行政不服審査法が全部改正されまして、平成28年4月1日から実施されることに伴い、新たに東洋町行政不服審査会を設置しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

6ページでございます。議案第4号、東洋町行政不服審査関係手数料条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から実施されることに伴いまして、審査請求人等による提出書類等の写しの交付ができるように規定されたために、その手数料を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第5号でございます。東洋町固定資産評価審査委員会条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。行政不服審査法が全部改正をされ、平成28年4月1日から実施されることに伴い、地方税法第433条第11項の規定により、準用する審査申し出人等による提出書類等の写しの交付ができるように規定されたため、その手数料を規定するため並びに国の準則に沿った条例内容にするため、全部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

8ページでございます。議案第6号、東洋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が制定されまして、平成28年4月1日から施行されることに伴い、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されたため、改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第7号でございます。条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。本町におきましては、条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関し、新たに条例の制定が必要となったため、地方公務員法第29条の2第2項の規定により、新たに条例を定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第8号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。平成27年10月に高知県人事委員会の勧告があり、給料を若年層に限定して引き上げる内容となったため、改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。学校教育法等の一部を改正する法律が制定され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定をされたために、本条例の育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

12ページでございます。議案第10号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

続きまして、議案第11号でございます。東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。議案第10号及び11号は関連がございまいので、一括してご説明いたします。国の、指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準等が改正をされまして、小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護へ移行することに伴いまして、本条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、地域包括支援セ

ンター事務局長が説明をいたします。

14ページでございます。議案第12号、東洋町農業委員会の委員の定数に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更されたため、これまでの定数条例を廃止し、新たに制定しようとするものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第13号でございます。東洋町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。農業委員会等に関する法律の改正により、新しく農地利用最適化推進委員を選任する制度となったために、新たに制定しようとするものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

16ページでございます。議案第14号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。地域おこし協力隊の月額報酬の改正並びに農地利用最適化推進委員及び東洋町行政不服審査委員会の委員報酬を新たに定めようとするものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長及び総務課長が説明をいたします。

議案第15号でございます。東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。国庫補助制度の見直しに伴い、野根、生見、甲浦、名留川の3施設の簡易水道を1つに統合する必要があるため、今回改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第16号でございます。平成27年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1億4827万円を追加し、予

算総額を歳入歳出それぞれ30億6546万9千円とするものでございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費を計上いたしまして、債務負担行為及び地方債の借入限度額を補正しております。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、町債を追加し、県支出金、基金からの繰入金を減額しております。歳出では、国の補正予算に対応いたしまして、情報セキュリティ構築改修費、年金生活者等支援臨時福祉給付金などを計上し、県の防災加速化基金の対象となる防災整備事業費などの繰越予算を前提として補正計上しております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第17号でございます。平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ480万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億4550万1千円とするものでございます。

歳入では、共同事業交付金を計上いたしております。歳出では、共同事業拠出金を計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

20ページでございます。議案第18号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ836万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億415万5千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金を計上しております。歳出では、保険給付費、償還金を計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第19号でございます。平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ110万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5948万3千円とするものでございます。

歳入では、繰越金を計上しております。歳出では、消費税を計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第20号でございます。平成28年度東洋町一般会計予算を定める

ことについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ27億5047万4千円と定めております。前年度比で1億6729万7千円、6.5パーセントの増となっているところでございます。また、債務負担行為の限度額277万5千円、地方債の借入限度額を2億2270万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めているところでございます。平成28年度予算の主な事業としましては、社会保障、税番号制度システム改修業務委託料、池、相間地区集会所建築工事費、安芸広域租税債権管理機構負担金、参議院議員及び海区調整委員会委員選挙費、臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時給付金、高齢者生活支援臨時給付金、種子島周辺漁業対策事業、商工持続発展支援事業、橋梁耐震改修事業、町道改良事業、避難路整備事業、木造住宅耐震改修事業、家具転倒防止対策事業、児童、生徒、学生等入学支援事業などの予算を計上しております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第21号、平成28年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ3億1685万6千円と定めております。歳入では、県支出金、諸収入を計上しております。

歳出では、事業費、前年度繰上充用金などを計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

24ページでございます。議案第22号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ7億3249万円と定めております。歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金、繰越金などを計上しております。歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等拠出金、介護保険納付金、共同事業拠出金、保健事業費などを計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第23号、平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ4405万円と定

めております。歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金などを計上しております。歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

26ページでございます。議案第24号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ5億6864万5千円と定めております。歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを計上しております。歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第25号でございます。平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1584万4千円と定めております。歳入では、サービス収入、繰越金、繰入金を計上しております。歳出では、サービス事業費、公債費などを計上しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

28ページでございます。議案第26号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億4024万9千円と定めております。また、地方債の借入限度額を3020万円としております。歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などを計上しております。歳出では、下水道費、公債費などを計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第27号、平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億1842万2千円と定めております。また、地方債の借入限度額を3040万円としております。歳入では、事業収入、国庫支出金、繰入金、繰越金、町債などを計上し

ております。歳出では、事業費、公債費などを計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

30ページでございます。議案第28号、平成28年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ6180万6千円と定めております。歳入では、観光施設事業収入、繰入金、繰越金を計上しております。歳出では、自然休養村事業費、青少年旅行村事業費、施設管理事業費、海の駅事業費などを計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第29号、東洋町過疎地域自立促進計画の策定について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成22年度から平成27年度までの5ヶ年計画を策定しておりましたが、今回、計画期間が満了することに伴いまして、新たに平成28年度から平成32年度までの5ヶ年計画を策定しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第30号でございます。高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。高知県市町村総合事務組合の構成団体である仁淀川中央清掃事務組合が、平成28年3月31日をもって解散をし、脱退することに伴いまして、規約の変更をするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第31号でございます。高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出でございます。

提案理由でございます。高知県市町村総合事務組合の構成団体である仁淀川中央清掃事務組合が平成28年3月31日をもって解散し、脱退することに伴いまして、財産処分する必要が生じたために、処分をするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。私の方からは承認第1号と議案第1号について、ご説明をいたします。まず、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてご説明いたします。

今回の改正は、昨年12月定例会後に個人番号の利用手続きを見直す方針が総務省から示されまして、12月定例会で議決をいただいた東洋町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を新たに平成27年、昨年の12月28日に専決処分をさせていただいております。昨年の10月からマイナンバーの通知、平成28年、今年の1月からマイナンバー、個人番号の利用が開始をされております。平成28年1月以後、納税義務者からの申告や申請を受ける手続きにおいては、原則として個人番号、または法人番号の記載を求めることになっておりましたが、今回、個人番号の記載を求めることによって生じる納税義務者の本人確認の手続きの負担を軽減するため、地方税においても国税の取扱いと同様に個人番号の記載対象書類を見直しまして、一定の場合において個人番号の記載を不要とする見直しを行っております。このことから、今回、本町の税条例の中で、減免申請時にマイナンバー法に規定する個人番号の記載を不要とする改正をしております。この改正によりまして、本人確認の手続きがなくなり、納税義務者の負担が軽減されることとなります。今回の改正は個人番号の取扱いのみとし、法人番号の取扱いについては変更しないこととしております。以上でございます。

次に、議案第1号でございます。東洋町税条例等の一部を改正することについてご説明をいたします。

今回の改正は、平成28年度から町税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納期限までに納付しない場合に発生をいたします、督促手数料100円を廃止する改正をしております。現在、税や保険料の納期限を過ぎますと、金融機関や出先機関の窓口で、本税と合わせて督促手数料100円をいただいておりますが、町外の金融機関で納付される方の中には、督促納付書を使用せずに郵便振込書を使って、本税だけを納めてくるケースもあります。そういう場合には、新たに督促手数料100円だけを請求しな

ければならない状況も発生をしております。町外で納めた方と町内の金融機関で納めた方との不公平感も生じているところでございます。

また、督促状の発送の行き違い等で督促手数料に関するトラブルもございます。こうした状況の中、納税義務者の負担の軽減、また、トラブルの解消、全国的に督促手数料を廃止をしている市町村が増加している状況の中、本町におきましても督促手数料を廃止する改正をしております。

(自席より、資料のどの部分を見ればよいか教えて欲しいと発言あり。)

分かりました。督促手数料は納期限に納めている方との均衡を図るうえで応分の経費負担を求めるのは必要ではございますが、督促状は納付の時効請求や差押の前提要件が主たる目的であって、督促手数料を徴収するのが目的ではございません。今後は地方税法の規定により、督促状を発送し、納期限内に納付のない方について、地方税法国税徴収法などの法律に基づき、町税を徴収することといたしますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。督促手数料の廃止の対象は、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が対象となります。なお、平成27年度以前に納付対象となった税、保険料は従来どおり督促手数料の徴収対象となります。また今後、コンビニ収納を含め納税環境を整備し、納付の利便性を高め、収納率の増加に繋がればというふうに考えております。資料としまして、新旧対照条文を添付しておりますので、のちほどご参照していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。

それでは、私から、議案第2号についてご説明いたします。

まず、この議案以降にも行政不服審査法関連の議案がございますので、この制度改正について添付しております資料、行政不服審査法の抜本改正(概要)でご説明をいたします。カラー印刷の分でございます。

この行政不服審査法は、約50年ぶりに全面改正されました。改正内容の主なものは図にありますように、左側の現行法では①の審査請求人、これは住民ですが、不服申立をした場合、②の審査庁、これは役場ですが、役場が審議を行い、③の裁決を住民に通知する流れでございました。

今回の改正では、図の右側にありますように、役場の流れがオレンジ色の四角、審理員と第三者機関が加わりました。これはまず、②の審理員というのは簡単に申し上げますと、裁判官のような役割で、審査庁とは独立した機関のような役割になり、不服内容の事務に関わっていない職員が審理員となり、審査請求人と利害関係者などと口頭意見陳述などを経て、審理、判断することとしております。その判断した内容を審査庁へ提出し、審査庁は④の第三者機関へ判断された内容について諮問をいたします。それから、第三者機関からの答申に基づき、審査庁は審査請求人に⑤の裁決の通知をする流れに改正されました。これにより、公正性の向上などを指すものとしております。また、図の下の丸印では、不服申立の手続きを審査請求という言葉に一元化されることになりました。また、その下の丸印では、審査請求することができる期間を60日から3ヶ月に延長されることになりました。以上が主な改正点でございます。

それでは、議案のご説明をいたします。添付しております議案関係資料4ページからと、新旧対照条文4ページをご参照ください。私からの説明資料としては、新旧対照条文にてご説明をいたします。

この議案は、平成26年、行政不服審査法が全部改正され、それに伴い、関係する本町の条例を改正しようとするものでございます。まず、4ページの東洋町情報公開条例でございますが、改正後に第11条の2の条文を追加しております。これは、審理員による調査手続きに関する規定の適用除外の規定でございます。この、情報公開条例では、不服があった場合、行政不服の審査をする役割の独立した機関がすでにごさいますして、行政不服審査法とは別で審査することになっておりますので、この法律に基づき、審理員を置かないという適用除外としております。次の12条では、改正条文が長いでございますが、不服申立の呼び方を審査請求に改正していることがほとんどでございます。5ページに移ります。第13条では、条項のずれの改正をしております。次に、東洋町個人情報保護条例でございます。目次の不服申立を審査請求に改正し、第25条では条項のずれを、6ページに移ります。第4節の不服申立を審査請求に改正しております。第41条では、審査員による審査手続きに関する規定の適用除外を規定しております。これは、情報公開条例でご説明した内容と同様でございます。7ページに移ります。審査会の諮問でございますが、これは先の改正前の第41条を第42条へ移行したものでございます。9ページに移ります。第43条では、行政不服審査法の改正により、不服申立、裁決又は決定という言葉の定義が審査請求、裁決に統一されたため改正しております。

次に、東洋町行政手続条例でございます。10ページに移りますが、これは先ほどの定義による言葉の改正でございます。11ページに移ります。東洋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例と、一般職の職員の給与に関する条例でございますが、これは、不服申立を審査請求に、それと条項のずれを改正しております。12ページに移ります。議会及び公聴会等に出頭する者の費用弁償に関する条例でございます。これは、行政不服審査法では、審査請求人などが審議するため、役場へ来ていただいた場合、費用弁償する規定になっているため、それに対応した改正としております。費用弁償は、本町の旅費規程に準じるものでございます。13ページに移ります。土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例でございます。これは、異議申立を審査請求に、審査請求期間を3ヶ月に改正したものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして議案第3号についてご説明いたします。議案関係資料の10ページをご参照ください。

この行政不服審査会条例は、議案第2号でご説明いたしました第三者機関が新たに加わりますので制定しようとするものでございます。この審査会の役割は、審査庁、役場ですが、諮問内容を調査審議し、答申を行う機関でございます。

では、条例内容についてご説明いたします。第3条では、審査会委員を3名以内と規定しております。第4条では、町長からの任命と任期を委嘱の日から調査審議が終了するまでの間と規定しております。11ページに移ります。第5項以降については、委員の守秘義務、政治活動等の制限、それと会長の任命などを規定しております。12ページに移ります。委員の守秘義務違反に対する罰則の規定をしております。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第4号についてご説明いたします。議案関係資料の13ページをご参照ください。

この東洋町行政不服審査関係手数料条例は、以前の行政不服審査法では、審査請求人等は、これ住民ですが、提出書類などの写しの交付を受けられませんでした。今回、行政不服審査法の全部改正によりまして、その書類の交付を受けられるようになりましたので、その写しの手数料を定めるため制定しようとするものでございます。

では、条例内容についてご説明いたします。第2条では、写しの手数料について規定しております。手数料については、15、16ページに規定してお

りまして、その金額が本町が定めております通常業務におけるのコピー料金と同額としております。なお、平成28年度から本町が定めております通常のコピー料金で、両面印刷の金額及びカラーコピー料金を見直すため、この条例は制定後の料金としております。ちなみに、白黒両面コピー、現在は15円でございますが、それを20円に、カラーコピーは現在片面40円、両面70円を20円と40円にしております。14ページに移ります。第4条については、手数料の減免について一定の要件をもとに、2千円を限度とした減額、または免除を規定しております。この手数料の減免については、財政状況が困難ということが一定の要件になります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号についてご説明いたします。議案関係資料の17ページをご参照ください。まず、ご説明の前に、申し訳ございません、差替がございます。この用紙でございますが、附則の第2項の所ところを差替しております。

まず、この内容についてご説明いたします。この附則の第2項はですね、行政不服審査法の改正によりまして、固定資産評価審査委員会の行政不服審査法で適用となる期間が、平成28年4月からとなっております。その4月以降に適用されることを書いておまして、それ以前の日はですね、今までの例によるという内容になっております。

それではご説明いたします。この東洋町固定資産評価委員会条例について、本町の改正前のこの条例は、国が示す準則に沿ったものではございませんでした。今回、行政不服審査法の改正に伴い、全部を改正したものでございます。なお、この改正によって、この制度を実施する内容に変更はほとんどございません。が、議案第4号でご説明いたしました、審査申出人等の提出書類等の写しの交付に対しての手数料及び手数料の減免規定を追加しております。なお、手数料については、26、27ページに記載しております。議案第4号でご説明いたしました金額と、また、減免については同様の理由の改正でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号についてご説明いたします。議案関係資料の28ページ、新旧対照条文の14ページをご参照ください。私からの説明資料としては、新旧対照条文にてご説明いたします。

この東洋町人事行政運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法の改正により、新たに人事評価の状況、退職管理の状況の項目が追加され、公表することとされました。まず、人事評価については、これまでの勤

務成績から業務の目標、設定、その達成度などを評価し、昇給、昇格、分限する場合に用いることとする内容に変更されております。その人事評価の状況を公表することにしております。ただし、公表内容についてはまだ分かっておりませんが、県、他の市町村に準じて公表をいたします。なお、この人事評価が追加されたことにより、勤務成績の項目が削除されております。また、退職管理については、職員が退職し、企業などの地位について再就職した場合、原則、離職後2年間は本町との契約事務に係る行為をするように要求、または依頼してはいけないこととなります。この退職管理も公表することとされております。このように法律に合わせた改正内容としております。以上でございます。

(自席より、氏名は出せるのかと発言あり。)

おそらく氏名は出せないと思います。今の職員の勤務成績については、個人情報の中では公開しないという内容になっております。

議長

(今宮 裕明議長)

課長、答弁する必要はないですよ。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

はい。続きまして、議案第7号についてご説明いたします。議案関係資料の29ページをご参照ください。

この条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例については、本町では分限に関する条例がございませんでした。地方公務員法の規定により、分限に関する規定を新たに本町では定める必要が生じたので、制定しようとするものでございます。この条件付採用職員とは、採用された職員は、まず原則6ヶ月間条件付として職員採用となります。本人に問題がなければ本採用となる職員でございます。また、臨時的任用職員とは、臨時職員のことでございます。条例内容としては、第2条に分限の規定を定めていることでございます。(1)から(6)まで記載しております。またご参照願いたいと思います。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

続きまして、議案第8号についてご説明いたします。議案関係資料の31ページ、新旧対照条文の15ページをご参照ください。私からは、議案関係資料にてご説明をいたします。

この一般職員の給与に関する条例は、平成27年の高知県人事委員会勧告により、給料が若年層に限定して較差527円を引き上げることとなりま

したので、改正しようとするものでございます。引き上げの対象者は、1、2、3級の職員の号数が若い職員でございます。この勧告は、平成27年4月からさかのぼり適用することになります。これにより、本町の引き上げ額は全体で14名の44万5千円となります。その他の改正は、地方公務員法及び行政不服審査法の改正による条項のずれの改正をしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号についてご説明いたします。議案関係資料の37ページ、新旧対照条文の17ページをご参照ください。私からの説明資料としては、新旧対照条文にてご説明いたします。

この、職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、学校教育法の改正により、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象を改正しようとするものでございます。主な改正は、新たに小中一貫義務教育学校が創設されたためと、特別支援学校の小学部が追加されたこととありますが、改正前と比較して内容的には変更ございません。その他の改正は、地方公務員法の改正による条項のずれを改正しております。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

おはようございます。私の方から、議案第10号と11号についてご説明いたします。

議案第10号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例を定めることについてご説明いたします。議案関係資料の38ページをお願いいたします。

今回の改正は、厚生労働省令により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正がされたことに伴いまして、地域密着型通所介護の創設が施行され、平成28年4月1日から小規模な通所介護が地域密着型サービスへと移行されます。このことに伴いまして、当条例を改正する必要が生じました。改正箇所が200箇所以上のぼり、一部改正では複雑になりますので、全部改正で提案させてもらっております。改正の主な内容としまして、改正前の条例の第3章と第4章の間に、新たに地域密着型通所介護の章を追加するものとなっております。1節では

基本方針、2節では通所介護の人員に関する基準、3節では設備に関する基準、4節では運営に関する基準、5節では指定療養型通所介護の事業の基本方針並びに人員設備及び運営に関する基準を定めております。詳細につきましては、改正条文をご参照いただきたいと思います。改正で対象となります東洋町内の事業所は、東洋町大字河内にあります、デイセンター海援隊でございます。利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に変更され、事業所の指定や監督が県から市町村に移行することとなっております。すでに指定を受けている事業所は、改めて指定の手続きは不要となります。今後、新たに事業所を立ち上げる際は、変更時には町の指定等が必要となります。このように、小規模な通所介護サービス事業所が地域密着型として町の指定等に移行されることにより、必要事項を町の条例に定めるものでございます。

続きまして、議案第11号、東洋町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防事業のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。議案関係資料の235ページと、新旧対照表の18ページをお願いいたします。

この改正も厚生労働省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、当条例を改正するものでございます。主な改正点は、第39条に地域と連携等の条文を追加しております。内容としましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が運営推進会議を設置し、要望、助言等を聞く機会を設け、記録を作成し、公表する旨等の条文を入れております。また、62条では、今までの62条で地域と連携という条文を削除しております。これらの改正も同様に要支援の方が利用する介護予防通所介護サービスが地域密着型サービスへと移行されることによりまして、必要事項を町の条例に定めるものでございます。これも詳細につきましては、改正条文等をご参照いただきたいと思います。

簡単ですが以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

暫時休憩します。再開は10時35分。

(休憩時間:午前10時23分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。伊吹産業建設課長。

(再開時間:午前10時35分)

産業建設課 (伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、議案第12号から15号についてご説明をいたします。議案第12号、東洋町農業委員会の委員の定数に関する条例案についてご説明いたします。議案関係資料238ページをご参照ください。

今回の改正は、農業委員会法の改正に伴い、現行の選挙制と市町村等の選任制の併用から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制だけに改正をされるものです。主な改正の方向としては、1つ目に、原則として過半数を認定農業者とすること、2つ目に、農業者以外で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れること、3つ目に、女性、青年を積極的に登用すること、4つ目に、委員会を機動的に開催できるよう、農業委員の定数を現行の半分程度とすることとなっております。以上のことを踏まえ、改正前の委員数の上限は20人であることから半分の10人が妥当と判断し、今回、新たに制定するものです。なお、今回の条例制定に伴い、東洋町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止をいたします。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第13号、東洋町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案についてご説明をいたします。今回の改正は農業委員会法の改正に伴い、農業委員とは別に農地利用最適化推進員を設置することになっております。推進員の任務は、自らの担当区域において担い手の農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の地域における現場活動等を行うことです。また、農業委員会とは連携を図り活動することになります。選出方法については、農業委員会が定める区域ごとに推薦、公募を実施し、その推薦、公募情報を整理し、公表して農業委員会が委嘱することになります。定数については上限基準があり、区域内の農地面積100ヘクタールあたりに1人となっております。本町では、農地台帳システムによる農地全体面積は、約414ヘクタールとなっておりますので、4人が上限となりますが、野根、生見、甲浦それぞれの地域で活動していただくことが妥当として、定数を3人としています。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第14号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案に

ついて、私の方からは地域おこし協力隊の報酬と農地利用最適化推進員の報酬についてご説明いたします。議案関係資料の240ページと新旧対照条文26ページをお願いいたします。まず、地域おこし協力隊の報酬についてですが、平成27年度に制度改正があり、隊員のスキルや地理的条件を考慮したうえで報酬額を現行の200万円から最大250万円まで支給可能とする弾力化に伴うものです。地域おこし協力隊の報酬月額16万6千円から20万8千円までの幅を持たせた改正をするものです。

次に、農地利用最適化推進員の報酬についてですが、先ほど説明しました農業委員会の改正によりまして、これまで農業委員会では任意業務でありました担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止解消業務が必須業務へと改正されたことに伴い、農業委員とは別に農地利用最適化推進員の設置が必要となったため新たに設け、報酬日額6千円を追加し、定めるものです。

議長 (今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長 (生松 克祐総務課長)

引き続き、ご説明いたします。議案関係資料の241ページ、新旧対照条文26ページをご参照ください。

議案第3号でご説明させていただきましたように、新たに第三者機関として東洋町行政不服審査会を創設するにあたりまして、委員報酬を他の委員同様、会長日額6千円、委員日額5千円と定めております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

議案第15号について、ご説明をいたします。東洋町簡易水道条例の一部を改正する条例案についてご説明します。議案関係資料の242ページと新旧対照条文の27ページをご参照ください。

今回の改正は、厚生労働省が国庫補助制度の一部改正に伴い、本町が補助事業を実施する場合に、平成28年度までに簡易水道を1つに統合し、東洋町簡易水道事業統合計画を策定する必要があるため、条例を改正し

ようとするものです。新旧対照条文の方でご説明いたします。第2条の名称及び給水区域について、傍線部分が改正になります。今回、施設名を野根生見簡易水道と甲浦簡易水道、名留川簡易水道3つの施設名及び給水区域を東洋町簡易水道1つの施設名及び給水区域に統合するものです。なお、水道施設や水道事業については、従来どおり変更はございません。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、議案第16号、一般会計補正予算第4号について、ご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

総務課長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは議案第17号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4550万1千円とするものです。8ページの方へお願いしたいと思います。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは議案第18号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第4号を定めることについて、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ836万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億415万5千円とするものでございます。予算書の8ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
議案第19号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号についてご説明をいたします。

今回の補正については、観光施設の事業収入に伴う消費税の中間払いが発生したことに伴い、消費税の支払い分を計上したものです。歳入歳出それぞれ110万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5948万3千円とするものです。予算書の6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)
それでは議案第20号、一般会計予算について説明いたします。
1ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)
ここで、昼食のため、一旦休憩を取ります。
再開は13時でお願いします。
(休憩時間:12時03分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。生松総務課長。
(再開時間:13時00分)

総務課長

(生松 克祐総務課長)
それでは、引き続きご説明いたします。
93ページに移ります。
(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、平成28年度東洋町住宅新築資金貸付事業特別会計予算を定めることについてご説明をいたします。

6ページから説明をさせていただきます。

(予算書に基づき説明)

続いて議案第22号、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。

8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

続いて議案第23号、平成28年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4450万円と定めるものです。

予算書6ページから説明をいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方から、議案第24号と25号についてご説明をいたします。議案第24号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての説明をいたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6864万5千円を計上しております。

予算書の8ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第25号

(自席より休憩要望の発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

休憩します。

(休憩時間:午後1時55分)

武山議員退席申出

再開します。

(再開時間:午後1時56分)

地域包括支
援センター
事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

続きまして、議案第25号、平成28年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1584万4千円を計上しております。

予算書の6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方からは、議案第26号から28号までについてご説明をいたします。まず、議案第26号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

歳入歳出それぞれ総額1億4024万9千円としています。

4ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして議案第27号、平成28年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

歳入歳出の総額をそれぞれ1億1842万2千円としています。

4ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

続きまして議案第28号、平成28年度東洋町観光施設事業特別会計予算についてご説明します。

歳入歳出の総額をそれぞれ6180万6千円としています。

6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

ここで、報告をいたします。

先ほど武山議員より急用のため退席の申出がありました。これを許可しました。ただいまの出席議員は8名であります。以上です。

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、議案第29号、過疎地域自立計画の策定についてご説明いたします。資料としては、東洋町過疎地域自立計画と参考資料でございます。私からは参考資料にてご説明させていただきます。すみません、少し字が小さくて申し訳ございません。

今回、本町の過疎計画は、平成27年度をもって期間が満了になります。新たに28年度から32年度までの5ヶ年計画を策定するものでございます。この計画を策定することにより、過疎債の借入をすることができます。また、有利な起債を利用することにより、本町の財政負担の軽減を図って参りたいと思っております。新たな計画では、海の駅経営安定事業など9千万円、道路改良事業、農道改良事業、防災行政無線のデジタル化、DMV導入促進事業などで24億5610万円、簡易水道及び各地区の飲料水供給施設整備事業、防災事業などで14億4550万円、福祉関係で2億2800万円、小中学校大規模改修事業などで17億8200万円の総事業費66億5660万円の計画となっております。なお、計画については、東洋町過疎地域自立促進事業計画並びに参考資料をのちほどご参照願います。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第30号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更についてご説明をいたします。議案関係資料の243ページ、それと新旧対照条文の28ページをご参照願います。私からは、新旧対照条文にてご説明をいたします。今回、高知縣市町村総合事務組合の構成団体、仁淀川中央清掃組合がこの3月31日をもって解散し、脱退することになります。脱退の理由は、清掃施設の老朽化に伴うものでございます。清掃業務は、隣接する町

に委託するということになっておりまして、今回、解散するということになりました。新旧対照条文の29ページをご覧ください。構成団体の旧の仁淀川中央清掃組合を新では除いております。また、31ページ、総合事務組合が共同処理するという構成団体も同様に削除しております。またその下、第3表の選挙区構成団体についても、脱退のため、32ページに移りますが外しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第31号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について、ご説明を申し上げます。議案関係資料の244ページをお願いいたします。理由は、先ほど申し上げましたとおりで、解散することに伴い脱退することになります。それにより退職金の精算をしたところ、総額で36万8488円が不足しましたので、これを納付させるという財産処分でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。

ここでお諮りします。議案第20号、平成28年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第28号、平成28年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間:午後2時25分)

予算審査特別委員会名簿配布。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:午後2時26分)

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、お

手元に配布しました名簿のとおり、1番福島登君、2番平山照生君、3番高島俊彦君、4番小松熙君、5番武山裕一君、6番小野正路君、7番田島毅三夫君、8番西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は、議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として正副委員長を互選することになります。委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、直ちに議長に提出して下さい。

ここで10分間休憩します。再開時間は午後14時40分をお願いします。
(休憩時間:午後2時27分)

予算審査特別委員会開催。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:午後2時40分)

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、福島登君、副委員長、平山照生君、以上であります。

日程第35、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

同意第1号でございます。東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選

町長

任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定審査評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成28年3月10日提出でございます。

住所は、安芸郡東洋町大字野根丙1687番地、氏名は田邊康生氏でございます。生年月日は、昭和21年9月22日、任期は平成28年3月19日から平成31年3月18日までとなっております。

提案理由でございます。平成28年3月18日をもって固定資産評価審査委員の田邊委員が任期満了となります。引き続き田邊委員を選任したいと存じますので、よろしく願いいたします。なお、別紙に経歴書を添付しておりますので、ご参照を願います。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番田島毅三夫君、並びに8番西岡尚宏君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より、順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。7番田島毅三夫君、並びに8番西岡尚宏君、立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成7票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第36、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

諮問第1号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成28年3月10日提出でございます。

住所は、安芸郡東洋町大字野根甲1169番地3、氏名は、土居恵氏でございます。生年月日は、昭和46年6月12日となっております。

提理由でございます。平成28年6月30日をもって、人権擁護委員の太田委員が任期満了となります。新たに土居恵委員を選任したいと存じますので、よろしくお願い致します。経歴書を別紙のとおり添付しておりますので、ご参照を願います。

(自席より、住所の甲とはどの辺りかと発言あり。)

押野の別役辺り。

議長

(今宮 裕明議長)

いいですか。提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は7名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番福島登君、並びに2番平山照生君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84

条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。1番福島登君、2番平山照生君、立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成7票、反対0票。以上のおりであります。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から17日は休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、18日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。

休憩後、本日から11日まで、役場2階において、予算審査特別委員会を開催します。15時15分に開始したいと思います。

次の議会放送は、18日金曜日、午前9時から開始します。これにて議会放送を終了いたします。

(散会時間: 14時52分)